

○草津市議員報酬および特別職給料審議会条例

昭和39年7月15日

条例第28号

改正 昭和45年4月1日条例第12号

昭和47年3月31日条例第2号

昭和52年7月16日条例第33号

昭和55年3月29日条例第16号

平成13年3月26日条例第1号

平成14年5月15日条例第30号

平成18年12月27日条例第35号

平成20年10月1日条例第16号

平成20年12月24日条例第24号

平成25年3月1日条例第1号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため草津市議員報酬および特別職給料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は議員報酬の額ならびに市長および副市長の給料の額ならびに地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項に規定する政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は委員7人をもつて組織しその委員は草津市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が任命する。

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員

がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は総合政策部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年3月31日条例第2号) 抄

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (昭和52年7月16日条例第33号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年3月29日条例第16号) 抄

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月26日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年5月15日条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年12月27日条例第35号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年10月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年12月24日条例第24号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月1日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。